

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条 の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される 場合等を定める省令案 概要

【趣旨】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、地方税の課税免除又は不均一課税による減収分に係る補填措置の要件等を定める。

【概要】

- (1) 地方公共団体による地方税の課税免除又は不均一課税のうち、普通交付税による減収補填措置の対象となる場合を定める。(第1条)

※ 現行に加えて、次のとおり要件を見直し。

- ・対象業種の追加（「情報サービス業等」）
- ・取得価額要件の引き下げ（一律2,700万円超から法人規模に応じて最低500万円超へ）
- ・対象設備の取得方法の追加（改築、修繕等）
- ・市町村計画策定要件の追加（市町村計画に記載された産業振興区域内において、当該計画に振興すべき業種として定められた業種であること）

- (2) 減収補填措置の対象となる地方公共団体の地方税の減収額の計算方法等を定める。(第2条・第3条)

- (3) 旧法に基づき行われた減収補填措置に係る旧省令の規定の適用について、所要の経過措置を定める。(附則第2項)

【施行期日】

令和3年4月1日（木）